



妊娠したら



「子育てアプリ とだミィ」で

妊娠から出産・子育てまでをフルサポート！

「子育てアプリ とだミィ」は、子育てに役立つ機能が詰まったスマートフォンアプリで、市内での妊娠・出産・子育てをサポートするために配信しています。ぜひご活用ください。

問い合わせ 親子健やか室 446-6491



妊娠
出産

利用料無料

アプリ インストール手順

- ①右記を読み取りまたはアプリストアで「母子モ」と検索の上、アプリをダウンロード
- ②プロフィール登録で戸田市の郵便番号（335-00●●）を入力して利用スタート！



「子育てアプリ とだミィ」のさまざまな機能をご紹介します

※本アプリは母子モ株式会社が運営する「母子手帳アプリ 母子モ」を戸田市の仕様としたものです



相談や教室をオンライン予約！

各種相談・教室などを、アプリで手軽に予約できます



市の子育て情報をアプリでチェック！

こどもの「記念日」を残せる！

健診記録やこどもの身長・体重を
データ化！（電子母子手帳）

※本アプリは母子健康手帳の補完を目的としたものです。
現在使用中の母子健康手帳と併せてご利用ください

お役立ちコメントを受け取れる！

妊娠週数やこどもの月齢・年齢に合わせて、
ママ・パパへのアドバイスや胎児・こどもの特徴を見ることができます

1 妊娠届出(母子健康手帳の交付)および保健師面談 とだミィで申請・予約



母子健康手帳は産科医療機関を受診し、医師により妊娠と診断された方への交付となります。
また、保健師と面談をご希望される妊婦さんの相談に応じます。
届出時に保健師等と面談した後、妊婦支援給付金についてのご案内をします。（下記 2 参照）

- ・届 出 先：親子健やか室 親子保健担当
- ・問 合 せ：親子健やか室 親子保健担当 ☎446-6491

（「マタニティーファミリーの小箱」については戸田市立中央図書館 ☎442-2800）

2 妊婦等包括相談支援および妊婦のための支援給付事業

妊娠中から産後にわたって切れ目なく、安心して子育てができるようご相談に応じています。給付金の申請については保健師との面談後にご案内しています。



- ・対 象：妊娠届出後、「妊婦給付認定」を受けた妊婦
※他自治体で、妊婦支援給付金を受けていない方に限る
- ・給 付 額：妊婦 1 人につき5万円および妊娠しているこども 1 人につき5万円
- ・問 合 せ：親子健やか室 親子保健担当 ☎446-6491

3 子育て相談ルーム(面談) (P7を参照)

とだミィで予約



母子保健コーディネーターが妊娠中や産後の心配事、子育ての悩みなどの相談に応じます。

- ・問 合 せ：親子健やか室 親子保健担当 ☎446-6491

4 妊婦健康診査

妊娠届出時、妊婦健康診査等の助成券を交付します。



- ・問 合 せ：親子健やか室 親子保健担当 ☎446-6491

5 パパママ教室

とだミィで予約



詳細については保健ガイド・親子健やか室親子保健担当のホームページをご覧ください。

・問 合 せ：親子健やか室 親子保健担当 ☎446-6491

6 パパ・ママ応援ショップ(子育て家庭への優待制度)

協賛店舗等に優待カードを提示すると、各種サービスが受けられます。

- ・対 象：18歳に達して次の3月31日を迎えるまでのこども又は妊婦のいる家庭。
- ・取得方法：★LINE版 埼玉県LINE公式アカウントから取得
★紙版 子育て支援課（市役所2階2番窓口）、戸田公園駅行政センター、美笹支所、福祉保健センターで優待カードを受取

・問 合 せ：県又は子育て支援課（内線 462）



詳細はこちら



妊娠
出産

7 産前産後支援ヘルプサービス

妊産婦の妊娠・出産に伴う負担軽減のため、家事・育児の支援を必要とする場合、産前産後支援ヘルパーを派遣します♪

※就労（在宅ワークを含む）や就職活動を理由とするご利用は対象外となります。



- ・対 象：妊娠中～出産後1年未満の方
- ・利用料金：ヘルパー1名1時間あたりの料金は下記のとおりとなります。
市町村民税課税世帯 1,000 円
非課税世帯 550 円
生活保護世帯 280 円
※沐浴代、交通費は別途有料

・利用方法：事前登録制（以下のとおり）



サービス内容

家事援助：居室の掃除

※エアコン掃除や換気扇掃除等は不可

衣類の洗濯、風呂等水回りの清掃、生活必需品の買物、食事の準備・片づけ

※パーティー料理・作り置き料理等は不可

育児援助：授乳（液体・粉ミルク）、

おむつ交換、乳児（就学前の兄弟を含む）の世話、沐浴

キャンセルについて

やむを得ず利用をキャンセル又は日時変更される場合は、お早めに事業者へご連絡をお願いいたします。

その際、キャンセル料が発生する場合があります。

詳しくは決定通知書に同封されている案内をご確認ください。



まずは登録申請！
登録方法についてはこちら

＜サービス利用＞



・問 合 せ：子育て支援課（内線 462）



こどもが生まれたら

1 出生届

出生日を含めて14日以内に届出をしてください。

- ・届出地: 本籍地、住所地又は出生地の市区町村
- ・書類: ①出生届(用紙の右側が医師等の記入した出生証明書になっているもの)
②母子健康手帳
③来庁者の本人確認書類(運転免許証等)
- ・問合せ: 市民課 (内線 207・272)



妊娠
出産

2 児童手当

※出生日の翌日から15日以内に請求してください。

15日を過ぎると、手当を受給できない月が発生する場合があります。

- ・対象: 0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までのこども
- ・請求者: 原則、こどもの父又は母で、家計を主に支えている方(共働きの場合は、所得の高い方)
- ・書類: 市ホームページをご覧ください。
- ・手当月額: こども1人につき10,000~30,000円(こどもの年齢・こどもの人数による)
※2・4・6・8・10・12月の12日に振込(土日祝の場合、その直前の平日)
- ・問合せ: 子育て支援課 (内線647)



3 こども医療費助成

※出生日の翌日から15日以内に申請してください。

15日を過ぎると、申請日からの助成となってしまいます。

- ・対象: 0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までのこどもの通院・入院
- ・申請者: 原則、こどもの父又は母で、家計を主に支えている方(共働きの場合は、所得の高い方)
- ・書類: 市ホームページをご覧ください。
- ・助成額: 保険診療分の一部負担金等 ※高額療養費等該当分を除く。
- ・問合せ: 子育て支援課 (内線234)



4 出産育児一時金

- ・対象: 戸田市国民健康保険に加入の方
※社会保険等に参加の方も同様の制度がありますので、勤務先でご確認ください。
- ・支給額: 50万円
ただし、妊娠85日(4ヶ月)以上の出産で、産科医療補償制度に未加入の医療機関で出産したとき、同制度の対象外の出産をしたとき又は海外で出産したときは、48万8千円。
- ・問合せ: 保険年金課 (内線212・278)



5 未熟児養育医療給付制度

未熟児養育医療給付制度は出生体重が2,000グラム以下または、身体の発育が未熟なままで生まれた乳児が、指定医療機関に入院した場合、その医療費のうち、保険診療の医療費、食事療養費が助成されます。

- ・問合せ: 親子健やか室 親子保健担当 ☎446-6491

